

小井川駐車場（Q&A）



【新規ご契約】

Q1：契約期間は？

A1：基本的に1年間（基本的に1年間（4月1日～翌年3月31日）の契約となります。年度途中で契約する場合も3月31日（年度末）までの契約となります。契約の期間満了1ヶ月前までに契約を終了させる意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日から起算して1年間契約を更新したものと見なし、その後も同様とします。

※月極駐車場のため、時間単位や月日単位での営業は行っておりません。

Q2：駐車場料金はいくらか？

A2：月額3,000円です。

契約の日が月の15日以降の場合はその月の駐車場料金は半額となります。

Q3：駐車場料金の支払いはどうすればいいか？

A3：山梨県道路公社が指定する預金口座に振り込んでいただきます。

振り込み手数料はお客様のご負担となりますので、駐車場料金をまとめて支払いいただくことも可能です。

Q4：大型車も駐車できるのか？

A4：小井川駐車場を利用できる自動車の大きさは、取付物などを含め次の制限を超えるものは原則として駐車できません。（普通車以下）

（1）全長：5.0m

（2）全幅：2.0m

（3）全高：2.5m

Q5：駐車する位置は自由に決められるのか？

A5：小井川駐車場HPの空き状況より空いている場所をご確認いただき、ご希望の場所を利用申し込みの際にお申し出ください。

※HPの更新の遅れがある場合があり、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください

Q6：駐車場の利用をしたい場合にはどうすればよいか？

A6：山梨県道路公社 HP もしくは電話（055-226-3835）にて申し込みをお願いします。

受付時間は、平日9：00から17：00となっております。

受付時には、

- ①駐車場を利用する方のお名前
- ②ご住所（郵便番号・住所）
- ③お電話番号（固定番号及び携帯電話）
- ④自動車のメーカー名・車名
- ⑤車両ナンバー
- ⑥ご利用開始予定年月日
- ⑦ご利用の駐車場所（番号）

Q7：駐車場の契約はどこでできるのか？

A7：山梨県道路公社に來所していただき、契約書等に必要事項を記入・押印をしていただきます。

山梨県道路公社の場所はダイタビル1階（甲府市丸の内二丁目14番13号）になります。

専用の駐車場がないため、山梨県庁の駐車場をご利用いただければ無料の処理が可能となっております。

Q8：契約時に必要なものは何か？契約にはどのくらいの時間がかかるのか？

A8：次のものを持参してください。

- ①印鑑（認め印でも可）
- ②本人確認ができるもの（免許証の提示）
- ③車両確認ができるもの（車検証の提示）

※免許証及び車検証は契約の際にコピーをとらせていただきます。

また、契約にかかる時間は30分程度を見込んでください。

（内容）

- ・契約内容のご説明
- ・入庫自動車届出書の作成（必要事項の記入・押印をお願いします。）
- ・契約書の作成（必要事項の記入・押印をお願いします。）
- ・月極駐車票の発行
- ・駐車料金振込先のご説明

【ご解約】

Q9：解約の連絡はいつまでにすれば良いか？

A9：原則、ご利用を中止する2か月前までに、まず電話連絡をお願いします。
ただし、転居や転勤など2か月前までに連絡することが困難な場合は、分
かり次第ご連絡をお願いします。

Q10：解約時に提出する書類は？

A10：解約届に必要事項を記入・押印のうえ提出をお願いします。なお、解約
日までに、月極駐車票とリモコンの返却をお願いします。

Q11：解約の際、解約日以降のすでに納めた駐車場料金は返してくれるのか？

A11：原則、還付しません。
ただし、急な転居や転勤などの特別な理由がある場合には、還付が可能です。

Q12：解約日までに月極駐車票とリモコンを返せない場合には？

A12：月極駐車票とリモコンを返却しなければ解約とならないため注意をお願
いします。